

# 答 申

## 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

1 平成24年 5月 9日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 平成20年 7月に出された、特定施設A指定管理に関する各法人応募書類一式
- (2) 平成23年 7月に出された、特定施設B指定管理に関する各法人応募書類一式（〇〇提出分を除く。）

2 平成24年 5月18日、実施機関は、本件公開請求に対して、次の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である異議申立人に関する情報が記載されていたことから、異議申立人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

- (1) 特定施設A指定管理者応募書類（以下「本件行政文書①」という。）
- (2) 特定施設B指定管理者応募書類（以下「本件行政文書②」という。）

3 同月24日、異議申立人は、実施機関に対し、本件行政文書のうち、次の情報について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

(1) 本件行政文書①について

ア 個人情報に関する文書

1頁	代表者の住所、自宅電話番号
2頁から 4頁まで	代表者及び役員に関する情報
14頁	代表理事の住所
149頁	職員の給与額、資格等
162頁から 169頁まで	職員の給与額
171頁	施設長の生年月日、住所

イ 法人情報（法人の施設運営のノウハウ、経理に関する内部情報で事業運営に支障をきたすもの）

1頁	法人理事長印
15頁及び17頁	法人理事長印
18頁から60頁まで	経理の詳細情報（勘定科目で大区分レベルであれば公開可）
61頁及び62頁	法人の施設運営のノウハウに関する情報

140頁から 144頁まで	法人理事長印及び議事録署名人の印
145頁から 170頁まで	法人の施設運営のノウハウに関する情報
171頁	法人理事長印
172頁	法人の施設運営のノウハウに関する情報

- ウ 指定管理者指定の審査の対象となる提案内容に関する情報で公開することにより今後の指定管理の審査に支障を生じさせるもの  
61頁、62頁、145頁から 170頁まで及び172頁

(2) 本件行政文書②について

ア 個人情報に関する文書

1頁	代表者の住所、自宅電話番号
2頁から 4頁まで	代表者及び役員に関する情報
13頁	代表理事の住所
169頁	職員の給与額、資格等
171頁	職員の給与額、資格等
191頁から 198頁まで	職員の給与額
206頁から 213頁まで	職員の給与額
216頁	施設長の生年月日、住所

- イ 法人情報（法人の施設運営のノウハウ、経理に関する内部情報で事業運営に支障をきたすもの）

1頁	法人理事長印
14頁及び15頁	法人理事長印
16頁から70頁まで	経理の詳細情報（勘定科目で大区分レベルであれば公開可）
71頁及び72頁	法人の施設運営のノウハウに関する情報
158頁から 164頁まで	法人理事長印及び議事録署名人の印
165頁から 213頁まで	法人の施設運営のノウハウに関する情報
214頁	法人理事長印
216頁	法人理事長印
217頁	法人の施設運営のノウハウに関する情報

- ウ 指定管理者指定の審査の対象となる提案内容に関する情報で公開することにより今後の指定管理の審査に支障を生じさせるもの  
71頁、72頁、165頁から 213頁まで及び 217頁

- 4 同年 6月 6日、実施機関は、本件行政文書について、次のとおり一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。

(1) 本件行政文書①について

頁	行政文書名	非公開とした情報	非公開事由
---	-------	----------	-------

—	特定施設A指定 管理者応募書類 (表紙)	—	—
—	指定管理者応募 書類等一覧	—	—
1	名古屋市保護施 設指定管理者指 定申請書	法人代表者の印影	条例第7条第1項第2号 (法人内部の管理情報であ り、公開することにより、 当該法人等の各種書類の偽 造等に悪用されるおそれな どが考えられ、当該法人の 事業運営に不利益を与えら れるため(以下「非公開理 由①」という。))
		法人代表者の電話番号	条例第7条第1項第1号 (個人情報であり、通常他 人に知られたくないと認め られるものであるため(以 下「非公開理由②」とい う。))
2	代表者履歴	生年月日の項、本籍地 の項及び最終学歴の欄 から欠格条項について の欄まで	
3	役員名簿	生年月日の欄、住所の 欄(理事長の項を除く。) 、職業の欄(理事長の項 を除く。)、親族等特別関 係人の有無の欄及び役員 の資格等の欄	
4	評議員名簿	全て	
5~12	定款	—	—
13・14	履歴事項全部証 明書	—	—
15	印鑑証明書	法人代表者の印影	条例第7条第1項第2号 (非公開理由①)
		法人代表者の生年月日	条例第7条第1項第1号 (非公開理由②)
16	納税証明書	—	—
17	国税及び市税の 課税がない申立 書	法人代表者の印影	条例第7条第1項第2号 (非公開理由①)
18~60	財務諸表	—	—
61~63	第2号様式 法 人調書	4経営の改善・効率化 の表中3行目及び4行 目並びに6行目から10 行目まで	条例第7条第1項第2号 (法人の運営のノウハウに 係る部分であり、公開す ることにより、当該法人の 事業運営に不利益を与えら れるため(以下「非

			公開理由③という。) ) )
64～76	経理規程	—	—
77～79	事業概要		
80	組織系統図		
81～139	事業報告書		
140～144	平成20年度第 1 回理事会議事録	法人代表者の印影	条例第 7条第 1項第 2号 (非公開理由①)
		議事録署名人の印影	条例第 7条第 1項第 1号 (非公開理由②)
145～147	第 3号様式 実 績調書	【様式第 3-3】 全て	条例第 7条第 1項第 2号 (非公開理由③)
148～156	第 4号様式 事 業計画書	【様式第 4-1】 の 2入 所者に対する支援の方 針の表中第 1号から第 11号まで並びに15行目 及び16行目	
		【様式第 4-2】 の 2職 員の配置計画の表中施 設長の項から業務士の 項までの資格等の欄及 び 1人当たりの給与等 年額 (円) の欄	
		同 3職員の採用計画の 表中採用の方針の項	
		同 4人材育成・職員研 修の表	
		【様式第 4-3】 の 1実 施機関等関係機関との 連携方法の表中 3行目 から11行目まで	
		同 2入所者の支援方針 ・計画の策定の表中内 容の項	
		同 3支援計画等の見直 しの表中関係者との協 議方法の項	
		同 5入所者預り金の管 理の仕組みの表中 1行 目から 5行目まで及び 図の説明部分	
		【様式第 4-4】 の表中 第 1号から第 5号まで	
157～161	第 5号様式 収 支予算書	【様式第 5-1】 及び【 様式第 5-2】 の勘定科 目の中区分に係る数値	条例第 7条第 1項第 2号 (非公開理由③)

162～165	人件費積算表 (年額)平成21 年度～24年度	全て	条例第7条第1項第1号 (非公開理由②) 条例第7条第1項第2号 (非公開理由③)
166～169	給与基礎数値表 (月額)平成21 年度～平成24年 度	全て	
170	特定施設A 21 年度～24年度で 必要な器具什器 費・修繕費等の 内訳書	全て	条例第7条第1項第2号 (非公開理由③)
171	第6号様式 代 表者等名簿	法人代表者の印影	条例第7条第1項第2号 (非公開理由①)
		法人代表者の生年月日 並びに各施設管理責任 者の氏名、生年月日及 び住所	条例第7条第1項第2号 (非公開理由②)
172	特定施設Aの入 所者援助につい て(概要)	2具体的な援助内容の 項	条例第7条第1項第2号 (非公開理由③)

(2) 本件行政文書②について

頁	行政文書名	非公開とした情報	非公開事由
—	特定施設B指定 管理者応募書類 (表紙)	—	—
1	名古屋市保護施 設指定管理者指 定申請書	法人代表者の印影	条例第7条第1項第2号 (非公開理由①)
		法人代表者の電話番号	条例第7条第1項第1号 (非公開理由②)
2	代表者履歴	生年月日の項及び本籍 地の項並びに最終学歴 の欄から欠格条項につ いての欄まで	
3	役員名簿	住所の欄(理事長の項 を除く。)、職業の欄 (理事長の項を除く。)、 親族等特別関係人の有 無の欄及び役員の資格 等の欄	
4	評議員名簿	全て	
5～12	定款	—	—
13	現在事項全部証 明書		
14	印鑑証明書	法人代表者の印影	条例第7条第1項第2号

			(非公開理由①)
		法人代表者の生年月日	条例第 7条第 1項第 1号 (非公開理由②)
15	国税及び市税の課税がない申立書	法人代表者の印影	条例第 7条第 1項第 2号 (非公開理由①)
16~70	財務諸表	—	—
71~73	第 2号様式 法人調書	3経営の改善・効率化の表中1. 人件費の抑制の項第 1号及び第 2号並びに2. 事務の削減の項第 1号 及び第 2号	条例第 7条第 1項第 2号 (非公開理由③)
74~96	経理規程	—	—
97・98	沿革		
99~157	事業報告書		
158~164	平成23年度第 1回理事会議事録	法人代表者の印影	条例第 7条第 1項第 2号 (非公開理由①)
		議事録署名人の印影	条例第 7条第 1項第 1号 (非公開理由②)
165~167	第 3号様式 実績調書	【様式第 3-3】 全て	条例第 7条第 1項第 2号 (非公開理由③)
168~182	第 4号様式 事業計画書	【様式第 4-1】 の 2入所者に対する支援の方針の表中第 1号から第 8号まで及び11行目及び12行目	
		【様式第 4-2-1】 の 2職員の配置計画の表中施設長の項から医師の項まで業務内容、勤務形態、資格及び経験年数の欄並びに 1人当たりの給与等年額 (円) の欄	
		同 3職員の採用計画の表中採用方針の項	
		同 4人材育成・職員研修の表中 1行目から 5行目まで及び 6行目20文字目から 6行目まで	
		【様式第 4-2-2】 の 2職員の配置計画の表中施設長の項から看護師の項までの業務内容、勤務形態、資格及び経	

		<p>験年数の欄並びに 1人当たりの給与等年額（円）の欄</p> <p>【様式第 4-3-1】の 1 実施機関等関係機関との連携方法の表</p> <p>同 2入所者の支援方針・計画の策定の表中内容の項</p> <p>同 3支援計画等の見直しの表中関係者との協議方法の項</p> <p>同 7給食の実施方針の表中①入所者がくつろいで食事できるような配慮及び対応の項、②入所者の身体状態に合わせた調理への配慮及び対応の項及び⑤嗜好調査の実施方法の項から⑦調査結果についての献立への具体的反映の項まで</p> <p>同 8入所者預り金の管理の仕組みの表</p> <p>同 9退所者への支援についての表中 7行目から12行目まで</p> <p>【様式第 4-3-2】の 5 就労自立率の向上の表中 2行目21字目から 3行目まで</p> <p>【様式第 4-3-2】の 6 地域生活支援巡回相談事業（アフターフォロー事業）の積極的な活用の表中第 1号から第 4号まで</p> <p>【様式第 4-4-1】の表中 5行目から15行目まで</p> <p>【様式第 4-4-2】の表中10行目10字目から13行目まで</p>	
183～188	第 5号様式 収	【様式第 5-2-1】及び	条例第 7条第 1項第 2号

	支予算書	【様式第 5-2-2】の勘定科目の中区分に係る数値（受託料収入に係る数値を除く。） 平成24年度 収支予算書（年度別）（特定施設B）の表中事業費の部本人支給金の項積算内訳の欄	(非公開理由③)
189	特定施設Bの今後4年間（24年度～27年度）で必要な器具什器費・修繕費・業務委託費の加算分	全て	
190	給食業務委託費の計算基礎	全て	
191～194	人件費積算表（年額）24年度～27年度（特定施設B）	全て	条例第7条第1項第1号（非公開理由②） 条例第7条第1項第2号（非公開理由③）
195～198	給与基礎数値表（月額）24年度～27年度（特定施設B）	全て	
199～203	第5号様式 収支予算書	【様式第 5-3-1】及び【様式第 5-3-2】の勘定科目の中区分に係る数値	条例第7条第1項第2号（資金収支予算書は会計に関するものであり当該法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営に不利益を与えると認められるため。）
204	自立支援事業の今後（24年度～27年度）で必要な器具什器費・修繕費・業務委託費の加算分	全て	
205	給食業務委託費の計算基礎	全て	
206～209	人件費積算表（年額）24年度～27年度（自立支援事業）	全て	条例第7条第1項第1号（非公開理由②） 条例第7条第1項第2号（非公開理由③）
210～213	給与基礎数値表（月額）24年度～27年度（自立	全て	

	支援事業)		
214～216	第 6号様式 その他	【様式第 6-1】及び【様式第 6-3】中法人代表者の印影	条例第 7条第 1項第 2号 (非公開理由①)
		【様式第 6-3】中理事長の項及び寮長の項生年月日の欄並びに寮長の項氏名欄及び住所の欄	条例第 7条第 1項第 1号 (非公開理由②)
217	特定施設 B 指定管理期間中の入所者処遇について (概要)	2 主な処遇事項の項及び 3 求人企業の開拓等の項並びに右下表中の 1 行目 2 文字目から 5 行目まで及び 6 行目 2 文字目から 7 行目まで	条例第 7条第 1項第 2号 (非公開理由③)

5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次の理由及び同月 29日に公開を実施することを異議申立人に通知した。

(1) 本件行政文書①について

頁	行政文書名	公開決定をした情報	公開決定をした理由
1	名古屋市保護施設指定管理者指定申請書	法人代表者の住所 (以下「本件代表者住所」という。)	条例第 7条第 1項第 1号非該当 (履歴事項証明書に記載されている内容であるが、履歴事項証明書については、申請すれば一般の人でも、入手が可能なため (以下「公開理由①」という。))
2・3	代表者履歴役員名簿	本件代表者住所及び理事の氏名	条例第 7条第 1項第 1号非該当 (公開理由①及び理事の氏名については、当該法人の定款に記載されているため (以下「公開理由②」という。))
13・14	履歴事項全部証明書	本件代表者住所	条例第 7条第 1項第 1号非該当 (公開理由①)
18～60	財務諸表	勘定科目の中区分に係る数値 (以下「本件数値①」という。)	条例第 7条第 1項第 2号非該当 (公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるものとは言い難いため (以下「公開理由③」という。))
61～63	第 2号様式 法人調書	【様式第 2】 ( 4 経営の改善・効率化の表中 3 行目及び 4	条例第 7条第 1項第 2号非該当 (ホームページに掲載されている内容及び基本的

		行目並びに 6行目から 10行目までを除く。)	な考え方については、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるものとは言い難いため（以下「公開理由④」という。）。)
145～147	第 3号様式 実 績調書	【様式第 3-3】を除く 全て	条例第 7条第 1項第 2号非 該当（基本的な考え方、具 体的な内容まで及ばないも の、事業の本幹ではないも のについては、公にすること により、当該法人に明らか に不利益を与えると認め られるものとは言い難いた め（以下「公開理由⑤」と いう。）。)
148～156	第 4号様式 事 業計画書	【様式第 4-1】 （ 2入所者に対する支 援の方針の表中第 1号 から第11号まで並びに 15行目及び16行目を除 く。）	
		【様式第 4-2】 （ 2職員の配置計画の 表中施設長の項から業 務士の項まで資格等の 欄及び 1人当たりの給 与等年額（円）の欄並 びに 3職員の採用計画 の表中採用の方針の項 並びに 4人材育成・職 員研修の表を除く。）	
		【様式第 4-3】 （ 1実施機関等関係機 関との連携方法の表中 3行目から11行目並び に 2入所者の支援方針・ 計画の策定の表中内容 の項並びに 3支援計画 等の見直しの表中関係 者との協議方法の項並 びに 5入所者預り金の 管理の仕組みの表中 1 行目から 5行目まで及 び図の説明部分を除 く。）	
		【様式第 4-4】 （表中第 1項から第 5 項までを除く。）	
		【様式第 4-5】	
		【様式第 4-6】	
157～161	第 5号様式 収 支予算書	【様式第 5-1】及び【 様式第 5-2】の勘定科	条例第 7条第 1項第 2号非 該当（大区分については、

		目の中区分に係る数値を除く全て	公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるものとは言い難いため（以下「公開理由⑥」という。）。
171	第 6号様式 代表者等名簿	本件代表者住所	条例第 7条第 1項第 1号非該当（公開理由①）
172	特定施設 Aの入所者援助について（概要）	2具体的な援助内容の項を除く全て	条例第 7条第 1項第 2号非該当（具体的な内容まで及ばないものについては、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるものとは言い難いため（以下「公開理由⑦」という。）。

(2) 本件行政文書②について

頁	行政文書名	公開決定をした情報	公開決定をした理由
1	名古屋市保護施設指定管理者指定申請書	本件代表者住所	条例第 7条第 1項第 1号非該当（公開理由①）
2・3	代表者履歴 役員名簿	本件代表者住所及び理事の氏名	条例第 7条第 1項第 1号非該当（公開理由①及び公開理由②）
13	現在事項全部証明書	本件代表者住所	条例第 7条第 1項第 1号非該当（公開理由①）
16～70	財務諸表	勘定科目の中区分に係る数値（以下「本件数値②」という。）	条例第 7条第 1項第 2号非該当（公開理由③）
71～73	第 2号様式 法人調書	【様式第 2】 （ 3経営の改善・効率化の表中 1. 人件費の抑制の項第 1号及び第 2号並びに 2. 事務費の削減の項第 1号及び第 2号を除く。）	条例第 7条第 1項第 2号非該当（公開理由④）
165～167	第 3号様式 実績調書	【様式第 3-3】を除く全て	条例第 7条第 1項第 2号非該当（公開理由⑤）
168～182	第 4号様式 事業計画書	【様式第 4-1】 （ 2入所者に対する支援の方針の表中第 1号から第 8号まで並びに 11行目及び12行目を除く。） 【様式第 4-2-1】	

( 2職員の配置計画の表中施設長の項から医師の項まで業務内容、勤務形態、資格及び経験年数の欄並びに 1人当たりの給与等年額(円)の欄並びに 3職員の採用計画の表中採用の方針の項並びに 4人材育成・職員研修の表中 1行目から 5行目まで及び 6行目20字目から 7行目までを除く。)

**【様式第 4-2-2】**

( 2職員の配置計画の表中施設長の項から看護師の項まで業務内容、勤務形態、資格及び経験年数の欄並びに 1人当たりの給与等年額(円)の欄を除く。)

**【様式第 4-3-1】**

( 1実施機関等関係機関との連携方法の表並びに 2入所者の支援方針・計画の策定の表中内容の項並びに 3支援計画等の見直しの表中関係者との協議方法の項並びに 7給食の実施方針の表中①入所者がくつろいで食事ができるような配慮及び対応の項及び②入所者の身体状態に合わせた調理への配慮及び対応の項及び⑤嗜好調査の実施方法の項から⑦調査結果についての献立への具体的反映の項まで並びに 8入所者預り金の管理の仕組みの表並びに 9退所者への支援についての表中 7行目から12行目を除く。)

**【様式第 4-3-2】**

		<p>( 5就労自立率の向上の表中 2行目21字目から 3行目まで及び 6地域生活支援巡回相談事業 (アフターフォロー事業) の積極的な活用の表を除く。)</p> <p>【様式第 4-4-1】 (表中 5行目から15行目までを除く。)</p> <p>【様式第 4-4-2】 (表中10行目10字目から13行目を除く。)</p> <p>【様式第 4-5】</p>	
183~188	第 5号様式 収支予算書	【様式第 5-2-1】及び【様式第 5-2-2】の勘定科目の中区分に係る数値 (受託料収入に係る数値を除く。) 及び平成24年度 収支予算書 (年度別) (特定施設B) の表中事業費の部本人支給金の項積算内訳の欄を除く全て	条例第 7条第 1項第 2号非該当 (公開理由⑥)
217	特定施設B指定管理期間中の入所者処遇について (概要)	2主な処遇事項及び 3求人企業の開拓等の項並びに右下表中の 1行目 2文字目から 5行目まで及び 6行目 2文字目から 7行目までを除く全て	条例第 7条第 1項第 2号非該当 (公開理由⑦)

6 同月26日、異議申立人は、実施機関に対し、本件処分のうち次の情報を公開とした部分を不服として、異議申立て (以下「本件異議申立て」という。) を行うとともに、本件処分のうち本件異議申立てに係る部分について、執行停止の申立てを行った。

(1) 本件行政文書①について

頁	行政文書名	異議申立ての対象となる情報
1	名古屋市保護施設指定管理者指定申請書	本件代表者住所
2	代表者履歴	
3	役員名簿	
13・14	履歴事項全部証明書	
18~60	財務諸表	本件数値①

148～156	第 4号様式 事業計画書 【様式第 4-1】 2入所者 に対する支援の方針	全て（以下「本件支援方針」とい う。）
	第 4号様式 事業計画書 【様式第 4-3】 4地域等 との交流計画	全て（以下「本件計画①」という。）
171	第 6号様式 代表者等名簿 指定管理者申請団体代表者 等名簿	本件代表者住所

(2) 本件行政文書②について

頁	行政文書名	異議申立ての対象となる情報
1	名古屋市保護施設指定管理 者指定申請書	本件代表者住所
2	代表者履歴	
3	役員名簿	
13	現在事項全部証明書	
16～70	財務諸表	本件数値②
169～182	第 4号様式 事業計画書 【様式第 4-3-1】 5地域 等との交流計画	全て（以下「本件計画②」という。）
183～188	第 5号様式 収支予算書 【様式第 5-2-2】及び【様 式第 5-3-2】	積算内訳の根拠（本件処分において非 公開とした情報を除く。）（以下「本 件内訳」という。）
214～216	第 6号様式 その他	本件代表者住所

7 同月27日、実施機関は、本件処分のうち本件異議申立てに係る部分について、執行停止の決定を行い、その旨を異議申立人及び公開請求者に通知した。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、本件代表者住所、本件数値①及び本件数値②（以下これらを「本件数値」という。）、本件内訳、本件計画①及び本件計画②（以下これらを「本件計画」という。）並びに本件支援方針を公開とした部分の取消しを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件代表者住所については、他の制度により入手可能であるが、過去に差出人不明の嫌がらせの手紙が郵送されたことがあり、こうしたことを可能な限り防御

することが望ましいことから非公開とすべきである。

- (2) 本件行政文書①及び本件行政文書②は、指定管理者の公募にあたり、「競争原理の中で最適な団体を選定」するという特別の条件におかれた下で提出されたものであり、条例や社会福祉法人に関する法令等の抽象的解釈ではなく、指定管理者制度が求める公正性及び透明性の確保と応募団体の経営上の正当な利益保護の均衡を図り、個々具体的に判断すべきである。
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第44条第4項の規定は、誰に対しても財務諸表を全て公開すべきであるという趣旨ではなく、事業運営の透明性確保と事業主体の経営保護とのバランスをとり、個別に判断しながら、許容できる範囲の情報を公開すれば足りるという趣旨であると解するのが妥当である。
- (4) 一定の経験と知識があり、施設及び設備を見学する機会さえあれば、財務諸表に記載されている数値から、概ねの事業運営上の秘密やノウハウを推測及び構想し、組み立てることは可能である。したがって、事業運営を通じて蓄積したノウハウが奪われることとなることから、知的財産の侵害といえる。
- (5) 本件内訳については、一般的に用いられる概念であろうとも、独自の提案である。
- (6) 本件計画については、地域の中での施設運営を維持していくために、近隣住民や自治組織との懇談等を通し、そのニーズを把握した上で、実施してきた成果であり、ボランティア活用について、掲示板等で公開されているなど、別途知り得る状態になっているとの判断は、その根拠を何処に求めているのか理解に苦しむ。

#### 第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件代表者住所については、登記関係法令において公開される情報として明示されており、法務局への申請によって、何人も入手及び閲覧可能な情報であるので、条例第7条第1項第1号に該当しない。
- 2 指定管理者制度は、原則公募による競争原理の中で、最適な団体を選定し、当該団体に公的資金により、一定期間独占的にサービスを行わせるものであることから、制度の運用にあたっては、公正性・透明性の確保に十分に留意した上で、市民への説明責任を十分に果たすことが求められている。なお、募集要項には、市が必要と認める場合に、全部若しくは一部を公表する旨を明記している。

- 3 社会福祉法の規定により設立される社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、確実、効果的かつ適正な事業運営を行うため、事業経営の透明性の確保を図らなければならないとされている。また、税制上の優遇措置が図られるとともに、施設及び事業の運営においても多額の公費が投入される対象であるという特性を有することからも経営の透明性を確保する必要性が高いものと考えられる。
- 4 社会福祉法は、社会福祉法人の経営状況の開示義務を定め、貸借対照表及び収支計算書等を常に事務所に備え付け、社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人の閲覧に供することを規定している。また、社会福祉法人の認可について（厚生労働省通知平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号（以下「厚労省通知」という。））の中で、現況報告書及び添付書類等の記載事項について、公開請求があった場合は、各都道府県市の情報公開条例に定める手続により、公開することが望ましいとされている。
- 5 財務諸表の各勘定科目の金額を公開することにより、社会福祉法人のおおよその経営規模や事業運営実績の分析や把握は可能であったとしても、公正な競争を阻害するというまでの経営分析を、より正確かつ詳細に行うためには、主要簿、補助簿、その他の会計帳簿等の提出、実地調査等を行う必要があることから、経営及び事業運営上の秘密やノウハウに属するような情報までは得られない。
- 6 本件内訳については、予算編成上、一般的に用いられる概念であり、公開することにより、異議申立人の競争上の利益が損なわれると判断し難い。
- 7 本件計画については、近隣の清掃活動や地域行事への協力など、社会通念上、一般的に用いられる手法や方策による取組内容であり、ボランティアの活用についても、既に掲示等で公開されており、不特定の人が実施について知り得る状態になっているものと判断される内容であることから、公開することにより、異議申立人の競争上の利益が損なわれるとは認められない。
- 8 本件支援方針については、異議申立人に対する通知において、公開として誤表記したものであることから、当該情報については、本件異議申立ての対象として争わない。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点

以下の2点が争点となっている。

- (1) 本件代表者住所が、条例第7条第1項第1号に該当するか否か（以下「争点①」という。）。

(2) 本件数値、本件内訳及び本件計画が、条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否か（以下「争点②」という。）。

## 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

## 3 本件行政文書①及び本件行政文書②について

- (1) 特定施設 A 及び特定施設 B の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者が行っている。なお、当該施設の指定管理者（以下「本件指定管理者」という。）は、名古屋市保護施設条例（昭和38年条例第72号）第 4条第 2項の規定により、社会福祉法人でなければならないとされている。
- (2) 本件指定管理者を選定するに当たり、実施機関は公募を行うものであるが、指定を受けようとする社会福祉法人は、名古屋市保護施設条例第 5条第 2項により、名古屋市保護施設管理規程（昭和41年規則第34号）第63条に規定する名古屋市保護施設指定管理者指定申請書、事業計画書その他必要な書類を実施機関に提出しなければならない。
- (3) 本件行政文書①は、平成21年 4月 1日からの特定施設 A における指定管理者選定に当たり異議申立人が実施機関に提出した文書であり、本件行政文書②は、平成24年 4月 1日からの特定施設 B における指定管理者選定に当たり異議申立人が実施機関に提出した文書である。

## 4 争点①について

### (1) 条例第 7条第 1項第 1号該当性

当審査会は、本件代表者住所が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別するこ

とができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

イ 本件代表者住所は、特定個人の生活の本拠であることから、個人の私生活に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることは明らかである。

ウ 次に、本件代表者住所が、通常他人に知られたくないと認められるものか否かを判断する。

社会福祉法人については、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第2条第2項により、代表権を有する者の氏名、住所及び資格は登記すべき事項として規定されている。

そのため、本件代表者住所については、登記記録により何人も知り得る情報であるため、通常他人に知られたくないとは認められない。

エ 以上のことから、本件代表者住所は、条例第7条第1項第1号に該当するとは認められない。

## 5 争点②について

### (1) 条例第7条第1項第2号該当性

次に、当審査会は、本件数値、本件内訳及び本件計画が、条例第7条第1項第2号に該当するか否かを判断する。

(2) 本号は、法人の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

### (3) 本件数値、本件内訳及び本件計画について

本件数値、本件内訳及び本件計画は、異議申立人の予算、決算及び事業計画に関する情報であることから、当該法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(4) 次に、本件数値、本件内訳及び本件計画を公開すると、異議申立人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

#### ア 本件数値について

(ア) 本件数値は、財務諸表のうち資金収支計算書、資金収支決算内訳表、事業活動収支計算書及び事業活動収支内訳表における勘定科目の小区分の数値である。

(イ) 社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保を中心的に担う高い公共性を有する特別な法人として、税制上の優遇措置が講じられ、施設の整備等においては、多額の公費が投入される対象となっている。

また、社会福祉法第24条には、事業経営の透明性の確保を図らなければならないと規定され、同法第44条第4項により、財務諸表については、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければならないと規定されている。さらに、厚労省通知においても、公開請求があった場合は、各都道府県市の情報公開条例に定める手続により財務諸表を公開することが望ましいとされており、社会福祉法人の事業経営の透明性が求められている。

(ウ) さらに、本件数値のうち、指定管理業務に係る部分については、公の施設の管理運営という公共性の高い業務に係る収支決算に関するものであって、民間企業の営利事業に係るものとは、明確に区別されるべきものである。異議申立人が現に当該施設に係る指定を受けた団体である以上、その管理運営の内容に係る収支決算に関する数値について、市民に対する一定の説明責任が生ずるものと考えられる。

(エ) また、当審査会の調査によると、本件数値は、財務諸表における勘定科目ごとの数値であり、異議申立人の全般的な財務状況を表すものであることから、これを公開すると、異議申立人の経営規模、事業運営実績、収支のバランス等を概括的に把握することができると考えられるものの、本件数値は、事業年度ごとの計数であり、本件数値に加えて会計帳簿等のさらに詳細な情報がなければ、異議申立人の事業運営上のノウハウや方針等を読み取ることは困難であると認められる。

(オ) したがって、本件数値を公にすることにより、異議申立人の財務状況や事業運営の内容が、一定程度明らかとなるものの、異議申立人の競争上の利益が損なわれるとはいえず、異議申立人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(カ) 以上のことから、本件数値は、条例第7条第1項第2号に該当するとは認められない。

#### イ 本件内訳について

(ア) 本件内訳は、収支予算書の数値（年度別）に関して用いられた積算方法で

ある。

(イ) 上記ア (ウ)で述べたように、異議申立人が現に特定施設Bに係る指定を受けた団体である以上、その管理運営の内容に係る収支予算の根拠については、市民に対する一定の説明責任が生ずるものと考えられる。

(ウ) 当審査会の調査によると、本件内訳は、予算額を算定する上での積算根拠となるものであるものの、実績値を基礎とする方法であり、ノウハウ性があるとまでは認められないことから、これを公開しても、異議申立人の競争上の利益が損なわれるとはいえず、異議申立人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(エ) 以上のことから、本件内訳は、条例第 7条第 1項第 2号に該当するとは認められない。

#### ウ 本件計画について

(ア) 本件計画は、事業計画書のうち「地域等との交流計画」について具体的に記載されたものである。

(イ) 上記ア (ウ)で述べたように、異議申立人が現に特定施設Bに係る指定を受けた団体である以上、その管理運営の内容に係る計画内容については、市民に対する一定の説明責任が生ずるものと考えられる。

(ウ) 当審査会の調査によると、本件計画については、指定管理業務の開始によって、その内容が明らかとなっている。

(エ) したがって、本件計画を公開しても異議申立人の競争上の利益が損なわれるとはいえず、異議申立人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(オ) 以上のことから、本件計画は、条例第 7条第 1項第 2号に該当するとは認められない。

#### エ 本件支援方針について

異議申立人は、本件支援方針についても非公開とすべきであると主張しているが、当該方針については、上記第 4、 8で述べたように、実施機関は争わないとしていることから、当審査会としては判断しない。

6 また、本件行政文書①及び本件行政文書②は、実施機関が条例第 7条第 1項第 1

号及び第 2号に該当するとして非公開とした部分を除いて、非公開情報を定める条例第 7条第 1項第 1号から第 7号までの規定のいずれにも該当しないと認められる。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成24年 6月27日	諮問書の受理
6月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月27日	実施機関の弁明意見書を受理
7月31日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
8月31日	異議申立人の反論意見書を受理
10月24日 (第143回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成25年 2月 6日 (第147回審査会)	調査審議
3月27日	答申